

長崎拘置支所の廃止に対し強く抗議するとともに、建替え、再設置及び同所での収容業務の再開を求める声明

## 第1 声明の趣旨

当会は、国に対し、長崎拘置支所の廃止に強く抗議するとともに、長崎拘置支所の建替えを行い、長崎拘置支所の再設置及び同所での収容業務を再開するよう求める。

## 第2 声明の理由

### 1 収容業務停止の通知から廃止に至るまでの経緯

法務省は、2023年（令和5年）11月23日に収容業務が停止されていた長崎拘置支所を、2025年（令和7年）4月1日付で、廃止とした。

当会は、2023年（令和5年）2月6日に長崎拘置支所の収容業務停止の通知を受けた際には、同年8月24日付「長崎拘置支所の収容業務停止に強く反対する声明」を公表してこれに強く抗議した。同年11月23日に長崎拘置支所の収容業務停止が強行された際には、同年11月28日付「長崎拘置支所の収容業務停止に対し強く抗議するとともに建替えにより収容業務の再開を求める会長談話」を公表して再度強く抗議した。

収容業務停止後、当会は、2024年（令和6年）8月8日、法務省に対し、長崎拘置支所の収容業務停止決定を撤回し、同所の修繕又は建替えを行い、速やかに収容業務再開のための措置をとることを求める要望書を提出した。その後も、当会は、法務省及び長崎刑務所との間で、同所の収容業務再開に向けて協議を行ってきた。

しかしながら、修繕又は建替えに要する予算上の都合を主な理由と

して、長崎拘置支所の修繕又は建替えの具体的検討がされないまま、今回、法務省は長崎拘置支所を廃止するに至った。

## 2 長崎拘置支所廃止の判断が不当であること

当会は、長崎拘置支所の収容業務停止は、被疑者・被告人（以下「被告人等」という。）の裁判を受ける権利等の人権侵害につながることを、繰り返し訴えてきた。それにもかかわらず、法務省が、当会の訴えに耳を傾けることなく、長崎拘置支所を廃止したことは、被告人等の人権を軽視するものであり、不当な措置である。

また、本来であれば、法務省は、長崎拘置支所での収容業務停止後一定期間、被告人等の被収容環境や裁判を受ける権利、弁護活動に加えて家族、友人、職場関係者、福祉関係者等（以下「家族等」という。）との面会等への影響を調査し、長崎拘置支所の収容業務再開を検討する必要があったにもかかわらず、収容業務停止後、わずか1年4か月で、同所を廃止したことも問題である。

被告人等の被収容環境でいえば、収容業務停止後、長崎刑務所において、被告人等を全員収容できるかが問題となる。法務省は、刑事事件の減少傾向を踏まえ、被告人等を全員収容可能であると予測していた。しかし、近時、長崎地方裁判所本庁管轄区域内での刑事事件は増加傾向にある。長崎刑務所の拘置区の収容人員は2023年（令和5年）と比較して2024年（令和6年）は約5倍に増えているほか、2025年（令和7年）1月には、定員に近い収容人員となっている。仮に、長崎刑務所で、被告人等を全員収容できない場合、起訴後においても、警察署の留置施設、すなわち、いわゆる代用監獄において、長期間勾留されることになり、被告人等の人権保障の観点から非常に問題がある。

さらに、憲法第32条は、被告人に裁判を受ける権利を保障し、憲

法第37条第3項が弁護人依頼権を保障していることから明らか  
とおり、被告人等の裁判を受ける権利を実効的に保障するためには、  
弁護人による助言及び支援もまた不可欠である。被告人等の人権保障  
において、弁護人による弁護活動を受けることができることも、同様  
に決して軽視することのできない重要な要素である。そのため、長崎  
拘置支所での収容業務停止による弁護活動への影響を慎重に見極め  
なければならない。近時発生している事件の中には、共犯者多数の事  
件、事案複雑な事件及び裁判員裁判対象事件が一定数含まれ、これら  
の事件の被告人の多くは、長崎刑務所に勾留されている。特に、これ  
らの事件は、起訴から裁判終了まで長期間に及ぶことがあるため、あ  
る程度長い期間にわたって、弁護活動への影響を調査する必要がある。  
加えて、家族等との面会は、被告人等の更生や社会復帰、再犯防止に  
おいて重要な意味を持つ。そのため、弁護活動への影響と同様に、家  
族等との面会への影響についても調査する必要がある。

しかし、このような収容業務停止後の様々な影響について調査及び  
検討をしないまま、法務省が、収容業務停止後わずか1年4か月後に、  
長崎拘置支所を廃止したことは、当会が訴えてきた被告人等の人権保  
障を軽視していることの現れであり、不当といわざるを得ない。

### 3 結論

長崎拘置支所設置から収容業務停止まで約52年間、同所は、被告  
人等の勾留場所として機能し、弁護人が被告人等へ法的助言を行い、  
刑事裁判の方針について協議する場として、また、家族等が被告人等  
と面会して更生や社会復帰、再犯防止に向けて支援する場として、長  
崎の刑事司法において大きな役割を果たしてきた。法務省は、これま  
での協議等のなかで長崎拘置支所の老朽化及び予算が確保できない  
ことを廃止の主な理由として挙げるが、刑事施設として同所が不要で

ある理由を挙げていない。長崎拘置支所が、刑事施設として必要であることは、今日においても何ら変わりはない。

被告人等の人権保障の問題である以上、単なる予算上の都合をもって、今後一切、長崎拘置支所の建替え・再設置を検討しないことは許されない。

以上より、長崎拘置支所の廃止は到底容認できるものではなく、当会は、国に対し強く抗議するとともに、長崎拘置支所の建替えを行い、長崎拘置支所の再設置及び同所での収容業務を再開するよう求める。

2025年（令和7年）4月25日

長崎県弁護士会

会長 岡田 雄一郎